

象案件	保健福祉諸計画の策定について
意見募集期間	平成 26 年 12 月 15 日(月)から平成 27 年 1 月 15 日(木)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部健康推進課 電話 011-372-3311 内 809
意見提出件数	意見提出者数 3 人
	意見提出件数 12 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p><b>健康づくり計画(第4次)素案について</b></p> <p>1. フッ化物洗口の安全性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フッ素はからだ、特に骨や歯に害を及ぼす可能性があり、WHO では 6 歳未満の子どもへのフッ素洗口を「禁忌」にしています。安全とは言えない薬剤を安易に子ども達に与えないでください。</li> <li>・危険性を指摘する専門家もあり、安全性に不安がある。</li> <li>・アレルギー疾患のある児童もあり、保護者が安全性に不安を持っている。</li> <li>・集団でのフッ化物洗口は限られた時間と人員</li> </ul>	<p>WHOの見解では、水道水へのフッ化物添加やフッ化物錠剤など全身への応用と重複してフッ化物洗口を実施した場合には、フッ素症の危険性を高める可能性を示していますが、全身応用が行われていないわが国においては、ただちに当てはまらないものと考えています。</p> <p>フッ化物は自然界に広く分布している物質で、私たちの日常の中で飲食物と共に摂取しています。フッ化物洗口で口に残るフッ化物は微量であり、人体に弊害が起こった事実はないものと把握しています。</p> <p>アレルギー疾患のある子どもへの影響につきましては、北海道教育委員会から示された「フッ化物洗口Q &amp; A」の中で、フッ化物そのものがアレルギー原因となることはないと記されており、安全であると把握しています。</p> <p>フッ化物洗口では、仮に 1 回分の洗口</p>

での実施であり、一人ひとりに目が行き届かず、誤飲の心配がある。

## 2．フッ化物洗口の効果について

・学校でフッ化物洗口をしていることで、甘いものにルーズになり、むし歯の発症率が高くなるという報告もあります。むし歯予防は各家庭で行い、高学年になるまでは親が仕上げ磨きをするのが一番の予防です。

・フッ化物洗口を実施するにあたり、学校での管理などに多大なお金が費やされると聞きました。

## 3．集団でフッ化物洗口を実施することの懸念

・フッ化物洗口に同意しない保護者の子どもが、孤立したりいじめの対象になる心配がある。そのため強制圧力が強まることが懸念される。

液を飲み込んでしまっても安全なように処方されています。たとえば、誤飲を防止するため水でブクブクうがいの練習を行うなど、安全な実施に向けて準備していきます。

幼少期に永久歯のむし歯を予防し、歯の健康を守ることは、生涯にわたる健康づくりにつながります。むし歯は子どもの頃に発症することが多く、自然に治るものではありません。歯みがき習慣や甘味制限などは各家庭で実施されますが、子どもたちや保護者にむし歯予防の機会や共通の情報を等しく提供するためには集団でのフッ化物洗口が必要であると考えています。

フッ化物洗口は少ない費用で実施できるむし歯予防法であり、フッ化ナトリウム試薬を使用した週1回法の場合は一人当たり年間200円程度で実施することができます。

フッ化物洗口の実施は、あくまでも保護者が納得した上で行うものと考えています。保護者には参加・不参加の選択の機会が確保されており、希望しない保護者の子どもに参加を強制するようなことはありません。

また、希望しない保護者の子どもに対しては、水でのうがいを実施するなどの配慮が必要と考えており、実施方法につ

・フッ化物洗口のために、学校の給食時間が減らされたり、帰宅時間が遅くなったりすることが心配である。

#### 4．有害作用が生じた場合の責任の所在について

・「安全である」ことを前提とした取り組みであるが、被害者が出た場合に誰がどのように責任を取るのか。

#### 5．紙コップの使い捨てについて

・教育の場で、ごみ問題を生み出す紙コップの使い捨てはいいことではありません。

#### 6．検証と説明について

・調査、検討の過程と調査結果を、市民とりわけ保護者に明らかにし、アレルギー疾患のある児童や保護者、保育士、教職員などから広く意見を求め、保育所、小学校でのフッ化物洗口を健康計画に含めるかどうかを検討することが必要と思います。

・フッ化物洗口に効果があるとする研究自体にも否定的な見方が存在する。

いてはフッ化物洗口に関する協議会を設置し、具体的に検討してまいります。

フッ化物洗口の実施方法などは、他市町村での事例を参考に、フッ化物洗口に関する協議会を設置し、具体的に検討してまいります。

万が一有害作用が起こった場合には、他の一般的な公衆衛生事業と同様に、国、道、実施主体である市がそれぞれの立場に応じた責任で対応することになります。

使用するコップなどについては、フッ化物洗口に関する協議会を設置し、具体的に検討してまいります。

フッ化物洗口は平成 8 年に日本口腔衛生学会の学術的な見解により、安全であるとされています。平成 11 年には日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」を公表し、フッ化物応用法のむし歯予防に対する有効性が認められています。また、平成 15 年には厚生労働省が「フッ化物洗口ガイドライン」を定め、フッ化物洗口を推奨しています。

北海道教育委員会からも、平成 26 年 2 月「フッ化物洗口 Q&A」、平成 26 年 5 月「市町村教育委員会のためのフッ化物洗口導入の手引」が示され、安全性、効果などが認められています。

これらのことから市としましても、フッ化物洗口はむし歯予防に有効な手段であると考え、健康づくり計画（素案）に位置付けたところです。

フッ化物洗口の実施にあたりましては、実施現場の意見を聞きながら、フッ化物洗口に関する協議会を設置して具体的方法などを検討し、保護者説明会などを開催してまいります。